

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(注文の発注制限等)</p> <p>第4条 取引参加者は、当取引所の市場において注文を発注するに当たり、前条第1項各号に掲げる事項及び取引参加者の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限又は措置を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 顧客又は取引参加者が使用するシステムの異常な動作その他の事由により予期しない異常な注文の発注がなされた場合又はそのおそれがある場合、直ちに当取引所に対する注文の発注を抑止する措置</u></p> <p><u>2 取引参加者は、前項各号に掲げる制限又は措置について、当該取引参加者の直接的かつ排他的な管理権限の下で実施しなければならない。</u></p> <p>(注文発注システム等による対応)</p> <p>第6条 取引参加者は、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとし、<u>同項第3号に掲げる制限及び同項第4号に掲げる措置</u>を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステム又は適切と認められる方法により実施するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年1月4日から施行する。</p>	<p>(注文の発注制限)</p> <p>第4条 取引参加者は、当取引所の市場において注文を発注するに当たり、前条第1項各号に掲げる事項及び取引参加者の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(注文発注システム等による対応)</p> <p>第6条 取引参加者は、第4条第1号及び第2号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとし、<u>同条第3号に掲げる制限</u>を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステム又は適切と認められる方法により実施するものとする。</p>